

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 4 月 3 日 (火) 第3404号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

○鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 (※) (森林経営課取扱い) 1

## 告 示

### 鹿児島県告示第456号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県造林事業補助金交付要綱 (昭和63年鹿児島県告示第643号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「, 森林法の一部を改正する法律 (平成23年法律第20号) による改正前の森林法 (以下「改正前の森林法」という。) 第11条第 1 項に規定する森林施業計画 (以下「森林施業計画」という。)」を削り, 同項第 2 号イ中「森林施業計画又は」を削り, 同項第 4 号中「基づかないで」を「基づいて」に改め, 同条第 2 項第 2 号イ中「森林施業計画又は」を削る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

6 補助金に係る造林事業を行つた者のうち, 次の各号のいずれかに該当する者 (以下「暴力団関係者等」という。) は, 補助金の申請を行うことができない。

(1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等 (鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年鹿児島県条例第22号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。)

(3) 暴力団関係者 (鹿児島県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)

第 4 条第 2 号中「, 森林施業計画について改正前の森林法第11条第 4 項 (改正前の森林法第 12 条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。) の認定を受けた者」及び「又は森林施業計画」を削り, 同項に次の 1 号を加える。

(8) この補助金に係る造林事業を行つた者が暴力団関係者等であることが判明したときは, 交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし, 当該補助金に係る造林事業を行つた者が暴力団関係者等であることが判明したときは, この限りでない。

別表の 1 の部コ中

(7) 鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成 ・保全を目的として, 野生鳥獣によ
----------------	-------------------------------

鳥獣害防止施設等の設置に要する経費
-------------------

	る森林被害の防止, 野生鳥獣の移動の 制御等を図るため に行う鳥獣害防止 施設等の整備
--	---

--	--

を

「 ア 鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	a 施設 等整備	健全な森林の造成 ・保全を目的とし て、野生鳥獣によ る森林被害の防止, 野生鳥獣の移動の 制御等を図るため に行う鳥獣害防止 施設等の整備
	b 施設 改良	既設の鳥獣害防止 施設（市町村森林 整備計画に定めら れる鳥獣害防止森 林区域のものに限 る。以下同じ。） の改良

鳥獣害防止施設等の 設置に要する経費
-----------------------

既設の鳥獣害防止施 設の改良に要する経 費
-----------------------------

に 改

め、同表 2 の部(1)の項コ、(2)の項ケ及び(3)の項ケ中

「 ア 鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	健全な森林の造成 ・保全を目的とし て、野生鳥獣によ る森林被害の防止, 野生鳥獣の移動の 制御等を図るため に行う鳥獣害防止 施設等の整備
--	---

鳥獣害防止施設等の 設置に要する経費
-----------------------

を

「 ア 鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	a 施設 等整備	健全な森林の造成 ・保全を目的とし て、野生鳥獣によ る森林被害の防止, 野生鳥獣の移動の 制御等を図るため に行う鳥獣害防止 施設等の整備
	b 施設 改良	既設の鳥獣害防止 施設の改良

鳥獣害防止施設等の 設置に要する経費
-----------------------

既設の鳥獣害防止施 設の改良に要する経 費
-----------------------------

に改め

る。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「、森林施業計画」を削る。

附 則

- 1 この要綱は平成30年 4 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成30年 4 月 3 日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。